

香川県報



第 69 号

平成 15 年

9月2日(火曜日)

香川県知事 眞 鍋 武 紀

により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。
平成十五年九月二日

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 告示
- 一 有害図書の指定
（青少年・男女共同参画課）
 - 二 保安林の指定の解除予定の通知
（みどり整備課）
 - 三 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定
（健康福祉総務課）
 - 四 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出
（ " " ）
 - 五 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定
（ " " ）
 - 六 公有水面埋立工事の竣功認可
（港湾課）
 - 七 ●昭和四十五年香川県告示第七百八十二号（港湾法第三十八条の規定による臨
港地区の指定）の一部改正
（ " " ）
 - 八 臨港地区内における分区の指定
（ " " ）
 - 九 道路の位置指定
（建築課）
 - 十 告示
 - 十一 平成十五年度砂利採取業務主任者試験の実施
（経営支援課）
 - 十二 平成十五年度技能検定（後期実施）の実施
（労働政策課）
 - 十三 県営土地改良事業に係る異種目換地の指定
（土地改良課）
 - 十四 土地改良事業の適否決定
（ " " ）
 - 十五 開発行為に関する工事の完了（三件）
（都市計画課）

告示

- 香川県告示第四百九十二号
- 香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
139	平成十五年八月二十六日	雑誌	お宝カレンダー 9月号	02257 - 9	機コアマガジン	
140		"	BURST vol.69 9月号	17483 - 9	"	内容が著しく性的な感情を刺激し、又は過度に性助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
141		"	ホイッパ No.44 9月号	08169 - 9	"	
142		"	G-type HARDREMIK2 G-type 9月号増刊	04276 - 9	"	
143		"	Me!Fre BOMBER NUMBER:028 9月号	08513 - 09	機ベストセラーズ	
144		"	ザ・ベストMAGAZINE NUMBER-122 special 9月号	14077 - 9	"	
145		"	ザ・ベストMAGAZINE No.232 9月号	14003 - 9	"	
146		"	Dr.ピカソ No.102 9月号	06635 - 09	機バウハウス	
147		"	GOKUH No.146 9月号	03797 - 09	"	
148		"	YhaiHip&Lip 9月号	08877 - 9	クニタガジン社	
149		"	別冊Hip&Lip YhaiHip&Lip 9月号増刊	08878 - 9	"	

150	"	クラスでいちばんかわいい娘 VOL.6レモンクラフ 8月号増刊	09698 - 8	徳日本出版社
151	"	COMIC BOY VOL.206 9月号	13723 - 9	"
152	コミック雑誌	愛の体験Specialドラマックス 9月号	11585 - 9	徳竹書房
153	雑誌	パシヤール カルビPOWER 9月号増刊号 VOL.1	02592 - 09	井田庄出版
154	"	DXビデオ情報&DVD 9月号	06463 - 09	徳永田社
155	"	パソコンパラダイス VOL.136 9月号	07483 - 09	徳メグイブックス
156	"	URECCO gal 9月号	01865 - 09	川口オン出版
157	"	TOP SPEED VOL.036 9月号	06837 - 09	徳かん出版
158	"	Badi 9月号	07579 - 9	テラ出版

香川県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
高松市西宝町二丁目字西石清尾（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 解除の理由 道路用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

高松市西宝町二丁目字西石清尾（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び高松市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、七、三〇	ふかだクリニックス	深田 英利	仲多度郡満濃町吉野下四一六番地

香川県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、二、二〇	医療法人社団 光延会山下歯科医院	医療法人社団 光延会	坂出市室町三丁目四番一四号

香川県告示第四百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、八、一	すずらんケアセン ター 木田郡三木町池戸 三二四八番地九	社会福祉法人すみ れ福祉会 高松市十川西町一 二三四番地一	訪問介護 居宅介護支援

香川県告示第四百九十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、直島町建設経済課において平成十五年九月二日から十年間閲覧に供する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十五年八月二十五日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

直島町

香川県直島町一三二番地一

直島町長 濱田 孝夫

三 埋立区域

1 位置

香川県直島町字宮ノ浦二二四九番二四から二二九七番三三を経て二二九七番三三に

至る地先公有水面

2 区域

次の地点と の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位(D・L・+二・七八三メートル)における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を結んだ線並びに の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 二等三角点直島(北緯三四度二七分二一・七二三秒、東経一三三度五

九分〇六・一七三〇秒。以下「基点」という。)から二八一度二八分〇六

秒、一、〇六三・六九メートルの地点

の地点 の地点から三〇九度一三分三〇秒 一二五・八九メートルの地点

の地点 の地点から二二八度一五分四五秒 一一八・五三メートルの地点

3 面積

二、一〇六・六七平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十五年三月十四日

2 免許番号

十四港湾第二七六七五号

香川県告示第四百九十八号

昭和四十五年香川県告示第七百八十二号(港湾法第三十八条の規定による臨港地区の指

定)の一部を次のように改正する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二の1中「同町大字池田字西の谷」を「字清水谷」に改め、同3中「三・四」を「五・八」に改める。

香川県告示第四百九十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、池田港の臨

港地区内において分区分を指定したので、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 分区分名及び分区分の指定に係る土地の区域

1 分区分名

商港区

2 分区分の指定に係る土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部港湾課

香川県告示第五百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 坂土指道 第四号

二 指定 年月日 平成十五年八月十八日

三 指定道路の位置 綾歌郡飯山町西坂元字カラク四八六 三及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル

延長 六四・六五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第五百二十三号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成十五年砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験日時

平成十五年十一月七日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第六会議室

三 試験科目等

試験は筆記による試験とし、その科目は次のとおりとする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
四 受験手続
香川県商工労働部経営支援課において交付する受験願書に写真（手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面向き上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出するものとする。

五 試験手数料

八、〇〇〇円

八、〇〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付け、消印はしないこと。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵送により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

六 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ

七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成十五年十月一日（水曜日）から同月十五日（水曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

郵送による場合は、必ず書留郵便にすることとし、平成十五年十月十五日までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 合格発表

平成十五年十一月二十日（木曜日）に合格者の受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示するとともに、合格者に合格証を交付する。

九 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ（電話番号〇八七 八三二 三三四二）に照会すること。

香川県公告第五百二十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十五年技能検定（後期実施）の実施について次のとおり公告する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 特級検定職種

鑄造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形

2 一級及び二級検定職種

工場板金（機械板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調調和機器施工（冷凍空調調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、石材施工（石材加工作業、石積み作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業）、建築図面製作（建築製図CAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級検定職種

仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

4 単一等級検定職種

枠組壁建築（枠組壁工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十五年十一月二十八日（金曜日）から平成十六年二月二十二日（日曜日）までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

(三) 問題の公表

実技試験問題は、平成十五年十一月二十一日（金曜日）から香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種ごとに次のとおりである。

検 定 職 種	実 施 期 日
(一級及び二級) 機械検査、ニット製品製造、婦人子供服製造、帆布製品製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工 (三級)	平成十六年二月一日 (日曜日)

機械検査、内燃機関組立て、配管 (特級)	
鑄造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形(一級及び二級) 工場板金、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装(三級) 仕上げ (単一等級) 樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	平成十六年二月八日 (日曜日)
(一級及び二級) 機械保全、和裁、厨房設備施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション、電気製図(三級) 機械保全、プラスチック成形、テクニカルイラストレーション、電気製図(単一等級) 枠組壁建築	平成十六年二月十五日 (日曜日)

- 四 受検申請の手続
- (一) 実施場所
香川地域職業訓練センター 高松市郷東町五八七番地一
- 1 提出書類
- (一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 提出先
- 香川県職業能力開発協会
高松市郷東町五八七番地一

3 受付期間
平成十五年九月三十日(火曜日)から同年十月十日(金曜日)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。
 なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(二) 提出書類を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 なお、郵送による受検申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

五 受検手数料

1 実技試験手数料

(一) 特級の技能検定に係る手数料の金額(全職種) 一五、七〇〇円

(二) 一級、二級、三級(在校生を除く。)及び単一等級の技能検定に係る手数料の金額

工場板金	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
機械検査	一三、〇〇〇円	鉄筋施工	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
自動販売機調整	一五、七〇〇円		一五、七〇〇円
空気圧装置組立て	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
油圧装置調整	一五、七〇〇円	カーテンウォール施工	一五、七〇〇円
農業機械整備	一五、七〇〇円		一五、七〇〇円
冷凍空調和機器施工	一五、七〇〇円	自動ドア施工	一五、七〇〇円

ニット製品製造	一五、七〇〇円	テクニカルイラストレーション
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	一一、五〇〇円
和裁	一一、五〇〇円	建築図面製作
帆布製品製造	一五、七〇〇円	機械・プラント製図
石材施工	一五、七〇〇円	電気製図
菓子製造	一五、七〇〇円	塗装
水産練り製品製造	一五、七〇〇円	枠組壁建築
建築大工	一五、七〇〇円	樹脂接着剤注入施工
かわらぶき	一五、七〇〇円	バルコニー施工
配管	一五、七〇〇円	内燃機関組立て
厨房設備施工	一五、七〇〇円	プラスチック成形

(三) 三級(在校生に限る。)の技能検定に係る手数料の金額

- 2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円
 3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

- 1 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が平成十六年

三月下旬に書面で通知する。

- 2 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成十六年三月二十三日(火曜日)から同年四月五日(月曜日)まで香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

- 3 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、特級、一級又は単一等級については厚生労働大臣が、二級又は三級については香川県知事が発行する合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号 〇八七 八三二一三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

香川県公告第五百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区(第二工区)において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀				
所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾上町大字山田下 字天神	二九九九 一	田	田	一一九 平方メートル

香川県公告第五百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業(非補助土地改良事業(区画整理事業)白谷地区)を行うことについて平成十五年八月八日適当と決定した。その関係書類を山本町産業振興課において平成十五年九月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市林田町字東下所二七一 五及び二七二 四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町大字東分一五三五番地一

(サンガーデンハイムC 一〇二)

多田羅 勲

香川県公告第五百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市津森町字上拾丁分一一四 一、一一五 一、一一六 一、一一七、一一八 一

及び一一九 一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市津森町五五五番地二

有限会社 みやび

代表取締役 田中 義啓

香川県公告第五百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小豆郡土庄町字畝木東甲四五三五 二、甲四五三五 五、甲四五三五 六、甲四五三五 七、甲四五三五 八、甲六一八八 二九、甲六一八八 三〇、甲六一八八 三一、甲六一八八 三二、甲六一八八 三三及び甲六一八八 三四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区西五反田八丁目二番八号

かどや製油株式会社

代表取締役 小澤 二郎

平成十五年九月二日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています